

病児・病後児保育施設の 利用料を補助します！



保護者が就労している場合等において、子どもが病気になった際、自宅での保育がどうしても難しいときがあると思います。

こうした保育需要に対応するため、病気の児童を一時的に保育する施設が全国的に設置されており、利用にあたっては通常、各施設で定められた利用料を支払うこととなっています。

が！ 利用者の経済的負担の軽減を目的に、延岡市では令和5年10月より利用料の補助を開始します。補助の条件がありますので、必ずご確認ください。

補助の条件

- ・対象者
→施設を利用する児童（小学生まで）の保護者のうち、その利用日において、延岡市内に住所を有する者
- ・対象額
→施設の基本利用料（**飲食物費等の実費は含まれません。**）のうち、上限2,000円まで。
◎延岡市民が市内施設を利用する場合は、基本利用料1,000円となっていますが、この補助により全額補助となります！
- ・対象施設
→各自治体が病児保育事業を実施している施設及び宮崎県に届出をしている自主事業施設（各自治体のホームページ等をご確認ください。）
※延岡市内の対象施設は、右記のとおりです。

◎延岡市内の対象施設

《病児保育施設》

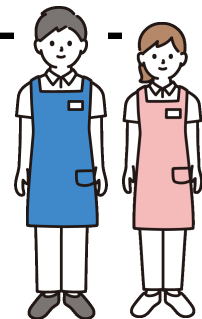
- ・トトロこどもクリニック 病児保育室さんぽ
延岡市土々呂町5丁目2085-8（☎20-5115）
- ・延岡共立病院 いちご保育園病児保育室
延岡市山月町5丁目5679-1（☎090-7399-1630）

《病後児保育施設》

- ・延岡子育て支援センター およこの森
延岡市山月町1丁目4743（☎33-0204）
- ・延岡子育て支援総合拠点施設 えんキッズ
延岡市松山町1-4（☎20-0351）

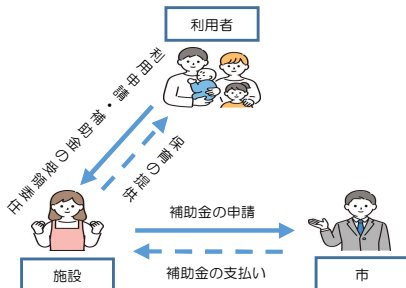
※利用にあたっては、予約が必要です。（利用定員が決まっているため、お断りする場合があります。ご理解ください。）
※利用前に病院を受診し、そこで発行される現症連絡症をご持参ください。

詳しい施設情報は、
QRコードからどうぞ！



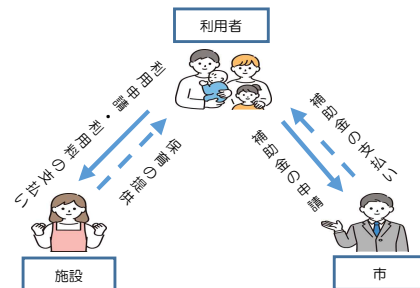
補助のしくみ

《パターン①：延岡市内の施設を利用》



施設受付時に、補助金の受領委任（受領等の権限を施設に委任すること）に同意いただければ、**市子ども保育課の窓口でのお手続きは不要となります。**

《パターン②：延岡市外の施設を利用》



利用施設に一旦利用料を支払い、発行された領収書を持って、**市子ども保育課へお越しください。補助金の申請に係る手続きが必要です。**

※領収書は、基本利用料とその他実費の金額が確認できるものに限ります。